

就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）の在宅利用における支給決定の取扱いについて

令和3年度の報酬改定等に伴う就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を在宅で利用するための支給決定の取扱いは以下のとおりです。

1 利用者の要件

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した利用者。

2 事業所要件

- ①運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。
 - ②指定権者等から求められた場合には訓練・支援状況を提出できるようにしておくこと。
 - ③在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。
 - ④利用者に対し1日2回は連絡・助言又は進捗状況の確認を行い、日報を作成すること。また、訓練等の内容及び利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行えること。
 - ⑤緊急時の対応ができること。
 - ⑥在宅利用者からの疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
 - ⑦事業所職員の訪問又は利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
 - ⑧原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。
 - ⑨⑦が通所により行われ、あわせて⑧の評価等も行われた場合、⑧による通所に置き換えて差し支えない。
- ※在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

3 支給決定等の流れ

- ①在宅利用の利用希望者が事業所に利用可能か相談する。
↓
- ②事業所は、利用希望者の在宅利用の必要性等についてアセスメントを行う。
↓
- ③利用希望者及び事業所は、アセスメント結果を踏まえて「就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）における在宅利用のための申立書」を作成する。
↓

④利用希望者又は、事業所は、記載した申立書等を支給申請書類等にあわせて市に提出する。

↓

⑤市は、申立書等を基に、利用希望者等が在宅利用の要件に当てはまるかを判断する。

※必要に応じて、申立内容の聞き取りを事業所に行ったり、サービス提供状況の確認を利用者又は、事業所に依頼する場合があります。

↓

⑥市は、交付する受給者証に「在宅利用」の旨を付記する。

↓

⑦事業所は、受給者証に「在宅利用」の付記があることを確認の上、在宅利用のサービスを提供する。